

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

重要事項説明書

重要事項説明書

本事業所はご契約者に対して居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※本事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方対象となります。

目 次

1. 法人の概要
2. 事業所の概要
3. 事業の目的と運営の方針
4. 職員体制
5. 通常の事業の実施地域
6. 営業日及び営業時等
7. サービスの概要
8. 苦情等申し立て窓口
9. 緊急時及び事故発生時における対応方法
10. 利用料について
11. 高齢者虐待防止について
12. ハラスメント対策について
13. 身体拘束等の原則禁止について
14. 衛生管理等について
15. 事業継続計画の策定について
16. 第三者評価の有無

ご利用者に対する居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令４０号５条に基づいて、事業所の概要をご利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 法人の概要

事業者の名称	医療法人 心愛
主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区熊谷 2-1-4
法人種別	医療法人
代表者の氏名	山崎 宏
電話番号	093－571－0022

2. 事業所の概要

事業所の名称	医療法人 心愛 山崎リゾートクリニック
事業所の所在地	北九州市小倉北区熊谷 2-1-4
管理者氏名	山崎 宏
電話番号	093－571－0022

3. 事業の目的と運営の方針

- （１） 医療法人心愛が設置する医療法人心愛山崎リゾートクリニック（以下「事業所」という）において実施する指定居宅療養管理指導（指定介護予防居宅療養管理指導）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスを提供することを目的とする。
- （２） 事業所は、事業の実施にあたっては、利用者が要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、要支援者においては、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- （３） 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに常に利用者の家族との連携を図るものとする。

4. 職員体制

管理者	１名
医師	１名以上

5. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	北九州市内
------------	-------

6. 営業日及び営業時間等

営業日	月曜日から日曜日及び祝日
営業時間	月～金曜日：9時00分から17時00分 土日祝日：9時00分から12時00分

7. サービスの概要

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスは、主治医等がその必要性を認めた場合に、当事業所の医師がそのお宅を訪問して、療養上の指導等を行うことにより生活の質の確保及び向上を図るものです。

8. 利用料について

（１） 利用料は介護保険負担割合証に記載された負担割合によって決まります。

サービス内容		基本 料金	1割 負担	2割 負担	3割 負担
医師が行う(介護予防)居宅療養管理指導 【医療保険の在宅時医学総合管理料の算定しない場合】					
(介護予防)	1：単一建物居住者 1 人	5,150 円	515 円	1,030 円	1,545 円
居宅療養	2：単一建物居住者 2～9 人	4,870 円	487 円	974 円	1,461 円
管理指導費 (Ⅰ)	3：単一建物居住者 10 人以上	4,460 円	446 円	892 円	1,338 円
医師が行う(介護予防)居宅療養管理指導 【医療保険の在宅時医学総合管理料の算定する場合】					
(介護予防)	1：単一建物居住者 1 人	2,990 円	299 円	598 円	897 円
居宅療養	2：単一建物居住者 2～9 人	2,870 円	287 円	574 円	861 円
管理指導費 (Ⅱ)	3：単一建物居住者 10 人以上	2,600 円	260 円	520 円	780 円

（２） 交通費

通常の事業の実施地域内では交通費は無料とします。

（３） 支払方法

毎月、前月分の請求書を発行します。現金、または銀行振込みでお支払いの方は、月末までにお支払い下さい。お支払い方法は契約時にご相談ください。

9. 苦情等申立窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記までお気軽にご相談下さい。責任を持って調査、改善をさせていただきます。サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口で対応します。

(1) 当事業所

山崎リゾートクリニック	窓口担当	事務次長 樋口 修平
	受付時間	9:00～17:00（平日）
	電話番号	093-571-0022
法人本部	窓口担当	部長 財満 聡司
	受付時間	9:00～17:00（平日）
	電話番号	093-571-0204

(2) 公的機関

北九州市の相談窓口 対応時間 午前8:30 から 午後5:00 まで	門司区高齢者・障害者相談コーナー 〒801-8510 門司区清滝1丁目1番1号	TEL（直） 3 3 1 - 1 8 9 4 FAX 3 2 1 - 4 8 0 2
	小倉北区高齢者・障害者相談コーナー 〒803-8510 小倉北区大手町1番1号	TEL（直） 5 8 2 - 3 4 3 3 FAX 5 6 2 - 1 3 8 2
	小倉南区高齢者・障害者相談コーナー 〒802-8510 小倉南区若園5丁目1番2号	TEL（直） 9 5 1 - 4 1 2 7 FAX 9 2 3 - 0 5 2 0
	若松区高齢者・障害者相談コーナー 〒808-8510 若松区浜町1丁目1番1号	TEL（直） 7 6 1 - 4 0 4 6 FAX 7 5 1 - 2 3 4 4
	八幡西区高齢者・障害者相談コーナー 〒806-8510 八幡西区黒崎3丁目15番3号	TEL（直） 6 4 2 - 1 4 4 6 FAX 6 4 2 - 2 9 4 1
	八幡東区高齢者・障害者相談コーナー 〒805-8510 八幡東区中央町1丁目1番1号	TEL（直） 6 7 1 - 6 8 8 5 FAX 6 6 2 - 2 7 8 1
	戸畑区高齢者・障害者相談コーナー 〒804-8510 戸畑区千防1丁目1番1号	TEL（直） 8 7 1 - 4 5 2 7 FAX 8 8 1 - 5 3 5 3
北九州市役所 介護保険課	〒803-8501 小倉北区城内1番1号 対応時間 午前8:30～午後5:00	TEL（直） 5 8 2 - 2 7 7 1 FAX 5 8 2 - 5 0 3 3
福岡県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番47号 対応時間 午前8:30～午後5:00	TEL 0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 5 9 FAX 0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 5 6

10. 緊急時等及び事故発生時における対応方法

(1) サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとします。

(2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、北九州市その他市町村、

利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

（３）利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

11. 高齢者虐待防止について

事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

12. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

13. 身体拘束等の原則禁止について

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

14. 衛生管理等について

職員等の衛生状態の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めます。感染症の発生や蔓延予防のために、措置を行います。

15. 事業継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための事業継続計画を策定し、必要な措置を講じるものとします。また、必要な訓練を定期的実施するものとします。

16. 第三者評価の有無

当事業所では第三者評価を実施していません。

【別添資料1】

当事業所における利用者様の個人情報の利用目的

1. 事業所内での利用

- ①利用者様に提供する事業所内サービス
- ②介護保険事務
- ③利用開始、終了等の管理
- ④会計・経理
- ⑤介護事故等の報告
- ⑥当該利用者様への事業所内サービスの向上
- ⑦その他、利用者様に係る管理運営業務

2. 事業所外への情報提供としての利用

- ①他の介護保険サービス事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院等との連携
- ②他の介護保険サービス事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院等からの照会への回答
- ③ご家族等への心身の状況説明
- ④保険者への利用者利用に係る状況の報告
- ⑤審査支払機関への給付費明細書の提出
- ⑥審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑦損害賠償保険等の係る保険会社等への相談又は届出等

3. その他の利用

- ①介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- ②当事業所内において行なわれる看護（介護）学生の実習への協力

- 1. 上記のうち、他の介護保険サービス事業者等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。
- 2. お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3. これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をする事が出来ます。